

江戸時代後期における一般女性の小袖の着分けに関する考察

－『守貞謾稿』を中心として－

古川 咲（家政学研究科人間生活学専攻博士後期課程）

1、緒言

現在の着物では、着用際に、「場面」に応じて、着物を着分けるということが行われている。一般に近代以前においては、公家・武家女性を例外として、一般の女性たちは、特別な日であるハレ（晴）とそうでない日（日常）であるケ（褻）で着分ける以外は、これを行っていなかったとされている。従って、一般女性に関しては、「場面」に応じて着物を着分けるという行為は、近代以降に生まれた新しい慣習といえる。

しかしながら、一般女性が小袖をハレとケで着分けたことは周知の事実でありながら、具体的にハレとケにどのような小袖を着用していたかについて明らかにした研究はほとんどなされていない。そこで本研究では、江戸時代後期の風俗を事細かに記している『守貞謾稿』を主要な資料として用い、江戸時代後期の一般女性がハレ・ケを含む複数の着用場面でどのような小袖¹⁾を着用していたかについて明らかにすることを目的とする。そして、近代以降の着物とどのような繋がりをもっていたかについても考察する。

2、『守貞謾稿』にみる小袖の分類（礼・晴・略・褻）

『守貞謾稿』²⁾は、喜田川守貞が江戸時代の三都（京都・大坂・江戸）の風俗を細かく観察し、考証を加えた随筆である。1837（天保8）～1853（嘉永6）年に渡って記され、その後も追書、訂正が加えられている。本書は稿本のまま残され、江戸時代には刊行されず、1908（明治41）年に『類聚近世風俗史』として刊行された。「専ら民間の雑事を録して子孫に遺す。」という守貞の意思通り、時勢、地理、家宅、人事、生業、雑業、貨幣、男扮、女扮、男服、女服、雑服、織染、妓扮、娼家、音曲、雑劇、沐浴、春時、夏冬、遊戯、笠、傘履、食類、駕車、雑器の広範囲に渡る項目が30巻以上に渡って記されており、江戸時代後期の風俗を知る上での非常に有用な資料と位置付けられている。

なお、本稿において『守貞謾稿』の引用には、『近世風俗史（守貞謾稿）（二）』、および『同（三）』（宇佐美英機校訂 岩波書店）を使用した。

守貞は、基本的には「礼・晴・略・褻」の4つの場面に分けて小袖の説明を行っており、この分類について、守貞自身は「今仮に次第す。礼・晴・略・褻四等をもつてこの書に分つは、守貞が私制のみ。」³⁾と記している。従って、この場面分類については、守貞独自の分類概念に基づくものといえる。

また、この4つの場面については、それぞれ具体的にどのような時や場面を指すかについての説明がなされていない。しかし、前後の記述や付随する言葉を頼りとして、それぞれはおおよそ下記のような時や場面を指していると推測できる。

まず、「礼」の場面については、「今世 江戸中民以上の婦礼服の扮」を説明する記述の中に、「婚席」⁴⁾という言葉が見られる他、「正しい儀式」という意味をもつ「式正」という言葉が「礼」と同様の用いられ方⁵⁾をしている点から、「礼」は婚礼等の儀式を伴う場面を指していると考えられる。

2つ目の「晴」の場面については、「晴服女兒は余所行（よそゆき）の着物と云ひ」⁶⁾という記述が見られることから、外出する状況を指していると考えられる。

なお、「礼」と「晴」は、それぞれ個々に取り扱われている箇所もあるが、「礼晴」という一語で説明される場合も多く、またそこに例示される小袖も共通することから、「礼」と「晴」は、基本的には同じ概念上に位置する言葉であると考えられる。そして、両者は、広義の意味で特別な日を示す「ハレ」の範疇に含まれ、両者の違いは、儀式を伴うか伴わないかという点にあるといえる。

3つ目の「略」の場面については、「江戸婦人略衣にて他行の扮」⁷⁾という記述が見られ、「他行」とは「よそへ行くこと。外出すること。」の意味であることから、「晴」同様、外出する状況を指していると考えられるが、その一方で、「礼晴」の言葉同様、「略」は単独で用いられる以外に、「略褻」という言葉が見られることから、「略」についても広義の意味での「ケ」と同じ概念上に位置する言葉であると考えられる。従って、「略」の場面については、「他行」が意味する外出と、「ケ」が示す日常的な状況の2つの性格を併せ持つことから、「礼」、「晴」における外出が公的なものであるのに対し、「略」における外出は近隣程度の私的な外出を

意味しているといえる。

最後に「褻」の場面については、元文中（1736～1741年）の京坂の婦人の風姿を描いた図の説明の中に「この二図ともに自家の庭中に立つの図なり。故に褻なり。」⁸⁾ という記述があるほか、「今俗、褻を普段著と云ふ。ふだんぎと訓ず。」⁹⁾、及び「褻を常着あるひは不断着とも云ふなり」¹⁰⁾ との記述が見られることから、日常の場面を指していることがわかる。よって、日常を示す「褻」と「略」ではあるが、「褻」と「略」の線引きは、家の敷地内か、敷地を出た近隣、即ち人目につくかどうかの違いにあると考えられる。

以上、表1は守貞にみる小袖の着分け場面について、その内容をまとめたものである。それぞれの場面の内容としては、褻<略<晴<礼の順に、私的な場面から公的な場面としての性格が強まることが明らかとなった。また、守貞は衣服の場面を4段階に分類しているものの、「礼晴」及び「略褻」といった言葉を作っていることや、4つの各場面の内容からは広義の意味での特別な日を示す「礼」・「晴」と日常を示す「略」・「褻」の2つに分けることができ、この区分が従来の研究における「ハレ」と「ケ」に当たるといえる。

表1、『守貞謄稿』に見る場面の内容

場面	場面	広義の区分
礼	・儀式(ex婚礼)等を含む公的な場面	ハレ
晴	・公的な外出	
略	・近隣程度の私的な外出	ケ
褻	・家の敷地内	

3、分類別にみられる小袖の種類

次に「礼・晴・略・褻」の各場面における小袖の内容について見ていく。小袖の内容について守貞は、京都・大坂・江戸の3つの地域や年齢、貧富の差、職業による違いも含めながら記述している。しかし、ここでは、三都に共通する内容を基準とし、地域、年齢、貧富の差による違いについては適宜補うこととする。また、本稿では一般の女性を対象とするため、職業（遊女、下女等）による違いについては検討対象外とする。

また、守貞は夏を除く春・秋・冬の小袖（綿入・裕）と夏の小袖（帷子・単衣）に分けて記述しているため、本稿でもそれに従い、夏以外と夏の季節に分けて捉えていく。

3-1、「礼」

表2は「礼」に用いられる小袖についての記述を、生地、地色、模様・技法に分類し、まとめたものである。

《夏以外（綿入・裕）》

夏以外の季節の礼服には、生地の種類や模様の分類より、①定紋付無地、②定紋付裾模様系統、③-1定紋付小紋、④定紋付袖（いずれも綿入・裕）の4種類があることが確認できた。これら全てに共通する点は、定紋付、即ち家紋が付いている点である。定紋はいずれも5つ紋の染め紋である。以下、生地の素材、地色、模様について見ていく。

生地の素材については、全て絹地であり、詳細は下記の通りである。

京坂、今世、市民婦女の礼服、縮緬（穀、ちりめん、本字とす）定紋付。…〔中略〕…竜紋絹これに次ぐ。羽二重をも用ふれども稀にて、縮緬竜文を専らとす。浮織紋、江戸は用ふれども、京坂これを用ひず（すなはち川越織・亀あや等を云ふ）。…〔中略〕…中以下は袖紋付。黒・紺等あり。紋五所のみ。¹¹⁾

記述より、礼服の生地には、縮緬 > 竜紋¹²⁾ > 羽二重・浮織紋¹³⁾ の順に一般的に用いられるとする。基本は縮緬、及び竜紋であり、

羽二重はあまり用いられないとする。また、浮織紋については、江戸においては用いられるが、京坂では用いられないとし、地域差が見られる。

また、「中以下は紬紋付」との記述が見られることから、「中」（中流）以上の婦女の礼服には、先に見た通り縮緬等の絹地（①、②、③-1）が用いられる一方、「中」（中流）以下の婦女の礼服には同じ絹地であっても紬（④）が用いられたことがわかる。

次に地色については、「黒を専ら」としており、黒が一般的であったといえる。紬地についても「黒・紺等」としており、生地素材に関わらず、黒は礼服の色として定着していた可能性が高い。但し、黒を専らとしながらも「他色も用いる」「色不定」という言葉も見られることから、実際は黒を通例としながらも、黒以外の地色の使用もあったと考えられる。

次に模様について見ていく。模様の付け方について記述を示す。

（婦の礼服）…裾模様を専らとし、模様は細密を専らとし、図のごとく裾周りに描く。大略高さ三寸、これ昔三寸もやうなり。袷は模様を高くす。…〔中略〕…京坂、処女は五寸七寸の物もあり。けだし婦用は専ら白く細密に染め除くのみ。…〔中略〕…また処女より婦は細に、婦より老婦は密微に、あるひは裡模様と云ひて裡のみにありて、表定紋のみ。裾無地あるひは表裡無地にて定紋のみもあり。年齢と時と用と好みとに拠りて差別あれども、その大略かくのごときのみ。上智と下愚とはうつらず、処女と老婦は移らず。これをもつてこれを推す。¹⁴⁾

（括弧内筆者）

（京坂婦女の礼服）…老婦は表無地定紋のみを付け、裡模様を用ふ。引返しと云ひ、表と同品同色の物にこれを描くなり。極細のもやうを裾周りに吹（原文ママ）にのみこれを描き、また衿にはやうやく高くす。あるひは片裾模様。一名袷模様とも云ひ、右衿の裾に模様を描くなり。これはいささか大形あり。また表に付けず、裡の右衿に付くるもあり。¹⁵⁾（括弧内筆者）

記述より、礼服の模様の付け方は年齢により異なることがわかる。模様は裾部分や衿部分にのみ模様を配する「裾模様」を基本とし、その模様の大きさは娘よりも婦人は細かく、婦人より老年の女性はさらに細微にする、あるいは裏模様といって裏にのみ模様を配し、表は定紋のみ、あるいは表裏ともに無地で定紋のみにするとしている。

これらの記述から礼服の模様の付け方には、裾あるいは衿に模様を配した「裾模様」と、右衿にだけ模様を配した「片裾模様（袷模様）」、表を無地とし、裏にだけ模様を配した「裏模様」、そして表裏ともに模様が全くない「無地」の4種類があることがわかる。それも年齢によって、模様の大きさや付け方は異なり、年齢が高くなれば模様は細かいもの、あるいは模様を付けないとしている。

なお、本稿では模様の有無で小袖を分類し、模様のある「裾模様」「片裾模様（袷模様）」「裏模様」と、模様のない「無地」の2つに大別し、前者のグループを以下では「裾模様系統」と仮称する。

④の紬地については、「紬には模様を付けず。処女には紬の裾模様なきにあらざり¹⁶⁾」と記されていることから、紬地については模様を付けない無地であることを基本とするが、若い女性については縮緬等の絹地同様、裾模様を付ける場合もあったことがわかる。

また、これらの他に「小紋」という言葉も礼服の小袖に見られるが、ここでいう「小紋」とは、細かい模様を彫った型紙を用いて、糊置きし、地染めしたいわゆる小紋染を指しており、今日の呉服業界において使用される比較的柄の小さい模様を配した着物の意味ではない。

「今時 京坂の婦人礼晴の扮」の記述には、下図（図1）とともに「中民以上の婦なり。上衣鮫小紋、一名憲法小紋と云ふ。けだしその実は地を染めて小星を白にするなり。すべてこれを画く者筆券を省きて白地黒点にするのみ。看る人思ひ誤るなかれ。」¹⁷⁾と記されており、礼晴の小袖として小紋が描かれている。記述の通り、書き手の手間を省くため、挿し図の小袖の地と小紋の柄（小星）の色は反転されており、本来は地色に対して小紋の柄が白であることが注意書きされている。同書内の「憲法小紋」の説明においても「今俗は前に図す鮫小紋を地黒、鮫の紋浅茶色なるを憲法小紋と云ふ」¹⁸⁾と説明されており、地には無地・裾模様系統の小袖同様、黒色が用いられることがわかる。

以上より、礼服を生地の素材、及び模様・技法で分類すると、①定紋付無地、②定紋付裾模様系統、③-1 定紋付小紋、④定紋付袖の4種類になる。

《夏（帷子・単衣）》

次に、夏の礼服は、まず盛夏の時期に着用する麻地の裏無しの小袖である帷子と、初夏・初秋に着用する絹地の裏無しの小袖である単衣に大別される。なお、守貞は絹地ではあるが、絹の小袖については、帷子の範疇に含め説明を行っている。この理由として、守貞は「ひとゑものは略服なれども、また専らこれを用ふなり。絹衣も単衣なれど、絹紋付は礼晴これを用ふ。その他、晴にはこれを用ひ、礼にはこれを用ひず。」¹⁹⁾と記しており、単衣の小袖は略服であるため、礼服には用いることができないが、絹紋付だけは「礼晴」の小袖として用いることができるとしている。なお、本稿においては、現在の服装史における分類に従い、絹も単衣の小袖に分類する。

夏の礼服は、生地、及び模様で分類すると、①定紋付無地（帷子）、②定紋付裾模様系統（帷子）、③定紋付無地（単衣）、④定紋付裾模様系統（単衣）、⑤-1 定紋付小紋（単衣）の5種類に分けられる。夏以外（綿入・袷）の礼服同様、全てに共通するのは5箇所の定紋付であるという点である。以下、生地、地色、模様について見ていく。

生地は、盛夏時に用いる①、②の帷子には奈良晒を本式とするが、越後縮や数奇屋縮等を専用にとし、初夏・初秋に用いる③、④、⑤-1の単衣は、先述した通り、絹に限定している。

次に地色については、帷子、単衣ともに、「夏の定紋付は黒・紺等に染めず、浅葱・水あさぎ等の淡色を専らとす。黒は更に用ひず。紺に〔も〕なきにあらず。縹・空色もあれども、まづは淡色多し。」²⁰⁾と記され、浅葱や水浅葱といった淡い色が主に用いられ、夏以外（袷や綿入）の礼服の基本色となっている黒は用いないとしている。

模様については、帷子と単衣では変わらず、「処女は裾模様、婦も新婦は同上。年長は定紋のみを専らとす。」²¹⁾と記され、夏以外（綿入・袷）の礼服同様、基本は裾模様とし、年齢に応じて模様の配し方が異なり、年齢が高い人は、模様のない無地であるとする。



図1、今時 京坂の婦人礼晴の扮 『守貞謄稿図版集成』p83.より転載

表2、「礼」の小袖分類

場面	季節	形態	生地	地色	定紋	模様・技法	分類番号
礼	夏以外	綿入・袷	縮緬>竜紋>羽二重、浮織紋(江戸のみ)	黒を専ら、他色も有、曙紫(処女)	有	無地(老婦)	①
			縮緬、竜紋	黒	有	裾模様(処女・婦)、裏模様・襷模様(婦)	②
			袖(中以下)	黒・紺等	有	小紋	③-1
	夏	帷子	奈良晒、越後縮、数奇屋縮	浅葱・水浅葱等の淡色	有	無地(老婦)	①
						裾模様(処女・新婦)	②
		単衣	絹	浅葱・水浅葱等の淡色	有	無地(老婦)	③
						裾模様(処女・新婦)	④
絹	浅葱・水浅葱等の淡色	有	小紋	⑤-1			

3-2、「晴」

表3は「晴」に用いられる小袖についての記述を、生地、地色、模様・技法に分類し、まとめたものである。

《夏以外（綿入・袷）》

晴服は、まず礼服でみた①、②、③-1の小袖の記述において「礼晴」と記されることから、これらの小袖については、晴の場面においても用いることが可能であるといえる。

また、晴服単独の記述は、以下の通りである。

京坂、晴服、小紋縞ともにこれを用ふ。礼服にも小紋は用ふなり。小紋定紋付なり。縞は礼服に用ひず。三都同制。²²⁾

江戸婦女、晴服も京坂と大同小異のみ。黒その他定紋付も用ふれども、次第をもつてすれば小紋染定紋付を専らとす。また縞をもこれを用ひ、縮緬を専らとするなり。²³⁾

記述から、晴服には、③-1 定紋付小紋が基本であり、それに続いて縞が用いられることがわかる。加えて、前者の記述から、定紋付小紋は礼服としても着用することができるが、縞は礼服として着用することはできず、同じ晴服でも礼服に使用できるものと使用できないものがあるといえる。

次に、生地については「縮緬、竜紋の小紋・上田縞・縞縮緬・南部縞縮緬・結城縞ちりめん・糸織島、種々際限なし。…〔中略〕…結城紬縞、紬縞これに次ぐ。」²⁴⁾と記される。生地の種類については際限はないとしているものの、小紋には縮緬、竜紋と絹地が用いられ、縞についても紬を含めた絹地が用いられることが記されており、晴服の生地には絹地が用いられたといえる。

なお、地色については、江戸婦女の晴服の記述において、「また縮緬の縞には、天保中、女用黒地・鼠地にやたら縞大流布す。今は黒地・紺地に替り縞を流布とし、鼠地・浅黄地等の淡色地を用ひず。」²⁵⁾と記され、黒や紺といった色の濃い地色が主流であることがわかる。

以上、晴服を生地の素材や模様で分類すると、礼晴兼用の①、②、③-1の小袖に加え、⑤絹地（主に縮緬）、及び⑥紬地の縞が該当するといえる。そして、主に着用されていたのは、③-1 定紋付小紋、及び⑤絹地、または⑥紬地の縞であり、③-1>⑤>⑥の順であるといえる。

《夏（帷子・単衣）》

帷子については、「晴服にも麻布、紹、通用すれども、また越後および薩摩の紺縞・紺がすり、また他色、また絹上布などをも通用し、また定紋付も時に応じてこれを着す。」²⁶⁾と記され、麻（苧麻）、紹を通常使用するが麻の縞や緋、絹上布（上質の平絹）²⁷⁾を用いることもあり、また定紋付も綿入・袴同様、時に応じて用いることがわかる。

なお、縞・緋の地色については、紺色の他に「他色もあり」と記されることから、紺色を基本としながらも他色も用いることが可能であることがわかる。

次に単衣については、下記の通り記されている。

坊間、晴には蚕糸をもつて織りたる物を何にてもこれを用ふ。けだし冬用、夏用、自づから差別あり。釈し尽くすべからず。縮緬・上田・紬・絹その他種々、これまた小紋あるひは縞、またはかすりなり。およそ今俗、紋付以下晴略通用すれども、大略、定紋付。その次、小紋染。その次、縞。その次、かすりと次第す。絞り、またかすりの次とす。紋付は礼服、小紋は晴、縞・かすり略褻、絞り浴衣とするの類、これ大意のみ。²⁸⁾

記述より、帷子と同じく、礼服の単衣も晴服に用いることが可能であることがわかる。また、晴服には蚕糸、即ち絹で織られたものであれば、何でも用いることが可能であるとしている。模様についても、小紋、縞、緋が用いられ、礼服の単衣である紹紋付以下は、いずれも晴・略服に通用するとある。そして、大略としながらも、定紋付は礼服、小紋は晴服、縞・緋は略褻服としていることから、晴服には夏以外の小袖同様、小紋が基本であるといえる。但し、この単衣における小紋は、礼服の定紋付に含まれていないため、定紋なしの小紋である可能性がある。

以上、「晴」の単衣を生地や模様で分類すると、礼晴兼用の③、④の紹地の単衣に加え、⑤-2の定紋なしの紹地の小紋、絹地の⑧縞、⑨緋が該当するといえる。

表3、「晴」の小袖分類

場面	季節	形態	生地	地色	定紋	模様・技法	分類番号
晴	夏以外	綿入・袷	縮緬>竜紋>羽二重、浮織紋(江戸のみ)	黒を専ら、他色も有、曙染め(処女)	有	無地(老婦) 裾模様(処女・婦)、裏模様・袷模様(婦)	① ②
			縮緬、竜紋	黒	有	小紋	③-1
			【絹地の絹】 上田絹、縮縮緬、南部縮縮緬、結城縞ちりめん、糸織緬、種々際限なし	黒、紺等		縞	⑤
			【紬地の絹】 結城紬縞、紬縞			縞	⑥
	夏	帷子	奈良晒、越後縮、数奇屋縮等	浅葱・水浅葱等の淡色	有	無地(老婦) 裾模様(処女・新婦)	① ②
			麻、絹上布 越後・薩摩	紺、他色		縞	⑥
		単衣	絹	浅葱・水浅葱等の淡色	有	無地(老婦) 裾模様(処女・新婦)	③ ④
			絹	浅葱・水浅葱等の淡色		小紋	⑤-2
			絹・縮緬・上田・紬・絹その他種々	紺		縞	⑧
			絹・縮緬・上田・紬・絹その他種々	紺		縞	⑨

3-3、「略」

表4は「略」に用いられる小袖についての記述を、生地、地色、模様・技法に分類し、まとめたものである。

《夏以外（綿入・袷）》

略服には以下の記述が見られる。

(京坂の婦女の略服は) 縮縮緬以下これを用ふれども、まづは紬、縞等を専らとす。また青梅縞・糸縞・玉紬・蘭織等も用ふ。青梅・糸縞、先年は三都ともこれを用ふ。今は江戸廃して用ひず。京坂はいまだこれを廃さず。玉紬、天保頃、江戸によりこれを学び、めんせん、弘化以来、これまた江戸の流行を伝へ学ぶ。²⁹⁾ (括弧内筆者)

(江戸の婦女の略服は) 略服には縞を専らとす。定紋なしの小紋をも往々これを用ふ。縞には縮面・上田・結城縮緬・同縮・南部縮緬、その他紬類・絹の類種々、小紋も絹・紬・縮緬種々。天保中は琉球紬流布す。…〔中略〕…同時前後、玉紬、紬の一種なり。琉球紬より価値し。…〔中略〕…その後蘭織、めいせん、あるひはめんせんと言ふ。茶地紺縞・紺地茶紺鼠縞等種々。男女これを用ふ。玉紬は塵付きやすく、また損破しやすし。めんせんは塵埃付かず、久しく堪ふる故に玉紬廃れて、今はこれを用ふこと天保以来なり。³⁰⁾ (括弧内筆者)

記述より、晴服にも見られる⑤絹地、及び⑥紬地の縞が用いられる他、青梅縞や糸縞³¹⁾といった⑦絹と木綿の交織の縞、及びこれらの種類よりも後に出てきた、新しい種類の織物である⑧玉紬・銘仙(蘭織)が略服に当たることがわかる。また縞以外にも、江戸の略服に関する記述からは、略服は縞を基本とするが、③-2定紋なしの小紋も見られたことがわかる。

以上、「略」の小袖を生地の素材や模様で分類すると、晴服にも見られる⑤絹地(主に縮緬)、及び⑥紬地の縞に加え、⑦絹と木綿の交織の縞、⑧玉紬・銘仙、③-2定紋なしの小紋が含まれている。そして、記述にも見られる通り、紬の縞が略服として最も一般的であるといえる。

《夏（帷子・単衣）》

略服の帷子についての記述は、下記の通りである。

略褻の帷子、京坂は奈良縞、江戸は越後縞を着し、奈良を用ふ人稀なり。けだし三都ともに略褻には多く単衣を用ふ。

あるひは晴衣の古きを着す等なり。これ冬服は古しといへども、晴を略褻に用ひがたぎ品あり。夏衣は惣じて麻布なればなり。³²⁾

記述より、略褻の帷子には⑥麻の縞が用いられる。晴の帷子にも麻の縞は見られるが、晴服には越後、あるいは薩摩の紺縞と記されるのに対し、略褻服においては、京坂では奈良縞、江戸では越後縞と記され、京坂は産地が異なる麻が用いられている。但し、略褻においては帷子よりも後述する単衣、あるいは着古した晴の帷子を用いるのが一般的であった。

次に略服の単衣についての記述は、下記の通りである。

略褻の単衣には木綿を専らとす。京坂、紺も用ふれども鼠地紺島を専用し、近年、縮織の物多く着すれども、江戸の銚子縮よりは粗なり。江戸は今世、紺、銚子縮、縞を専用す。紺地白縞なり。模物多し。また模物に蚕糸交へたるもあり。江戸は銚子縮大流布なり。京坂、男女ともに青梅縞も略褻にこれを用ふ。江戸も先年これを用ひ、今は廃れて稀なり。また三都男女ともに、薩摩紺地のかすり木綿を着す。先年、大流布。今いささか廃すといへども、またこれを用ふ人鮮なからず。³³⁾

記述より、略の単衣には、⑩絹と木綿の交織の縞、⑪木綿の縞、及び⑫木綿の紺が用いられる。中でも「木綿を専らとす」と記されていることから、木綿地の⑪縞、及び⑫紺が一般的であるといえる。

また、地色については、記述より京坂では鼠地に紺の縞、江戸では紺地に白の縞が用いられるとの記述が見られる他は、三都共通して紺には紺地が用いられると記されている。

以上、略服の帷子については、⑥麻の縞の他、着古した晴の帷子、単衣については⑩絹と木綿の交織の縞、⑪木綿の縞、⑫木綿の紺が用いられるが、主に用いられるのは着古した晴の帷子、及び⑩、⑪、⑫である。

表4、「略」の小袖分類

場面	季節	形態	生地	地色	定紋	模様・技法	分類番号
略	夏以外	綿入・袴	縮緬、竜紋			小紋	③-2
			【絹地の縞】 上田縞、縮縮緬、南部縮縮緬、結城縮ちりめん、糸織縞、種々際限なし	黒、紺等		縞	⑤
			【縮地の縞】 結城縮縞、縮縞			縞	⑥
			【絹と木綿の交織の縞】 青梅縞、糸縞			縞	⑦
			玉袖、蘭織			縞	⑧
	夏	帷子	麻 奈良縞(京坂)、越後縞(江戸)	紺、他色		縞	⑥
			《晴の古衣》				—
		単衣	【絹と木綿の交織の縞】 銚子縮(江戸)、青梅縞(京坂)	紺地白縞(江戸) 鼠地紺縞(京坂)		縞	⑩
			木綿			縞	⑪
			薩摩	紺		紺	⑫

3-4、「褻」

表5は「褻」に用いられる小袖についての記述を、生地、地色、模様・技法に分類し、まとめたものである。

《夏以外（綿入・袴）》

以下に、褻服についての記述を記す。

褻には木綿縞を専らとす。京坂、男女所用、河内木綿を専らとす。江戸この品を用ひず、京坂も河内を麓の極とす。多くは結城縞を用ふなり。河内は麓なれども綿性良く、故に久しく損破せずといへども、糸染色美ならず。故に江戸にてこれを用ひず。松坂は地性よわしといへども、糸色、結城に似て、また糸ほそき故に江戸の麓服にはこれを用ふ。また京坂巨戸は格別、中以下古衣といへども縞縮緬等を褻に用ひず。江戸は小民もこれを用ふ。紬以下は、京坂も分に応じて略褻これを用ふ。³⁴⁾

褻服も大略京坂と同じくすといへども、自づから江戸花美なり。三都ともに褻には綿服を専らとすれども、木綿も結城を専用とす。結城は木綿の上品なり。…〔中略〕…江戸は近年青梅木綿廢れて、用ふ人はなほだ稀なり。糸入島、略して糸島と云ふ物も、同前廢して用ひず。玉紬も天保末以来廢れて、稀にこれを用ふのみ。綿服には結城なれども、まためいせん等流布により、美を好む者は中戸以下もこれを用ふ。けだし新製は稀にて、略服、准褻の物の一たび洗濯して、原色を損ず物等は、めいせんのみにあらず、縮緬以下、皆これを用ふなり。けだしこれまた人品と家風と生業とに因る。京坂、巨戸は格別、中戸以下は古衣といへども、縮緬等褻服に用ふことはなほだ稀なり。また京坂にて結城木綿は着すれども、江戸にて木綿河内縞更に用ひず。極めて粗服には岐阜木綿縞・松坂縞等を用ふ。粗製なれども糸色の結城に似たる故なり。河内は糸色美ならず。³⁵⁾

記述より、褻服には⑨木綿の縞が主に用いられる。また、着古した略服の⑤絹地の縞、⑥紬地の縞、⑦絹と木綿の交織の縞、及び⑧玉紬・銘仙（繭織）が用いられるとする。ただし、⑤絹の縞については、着古したものであっても、京坂では（巨戸を除いて）用いないとしている一方、江戸においては、褻服にも用いるとしており、地域差が見られる。

その他、褻服の記述においては、木綿の産地による違いが詳しく記されている。京坂においては、色がきれいには染まらないが、丈夫な河内木綿を主に用いる一方、江戸においては丈夫ではないが、色がよく染まる松坂や岐阜木綿を用いると記されている。また三都共通して、上等な木綿は結城としている。褻服においては、産地における木綿の違いが詳述されているが、これは褻服の着用頻度が高いため、それだけ生地を選定が重要であったと考えられる。

以上、褻服については、略服にも用いられる⑤～⑧の小袖の内、着古したものを着る他、⑨木綿の縞を用いることが明らかとなった。そして、中でも⑨木綿の縞が褻服として一般的であることが明らかとなった。

《夏（帷子・単衣）》

褻服の帷子・単衣については、ともに「略褻」として記述されており、内容は略服において既に説明した通りである。よって、夏の略服、褻服については同じものが着用でき、差がなかったといえる。

表5、「褻」の小袖分類

場面	季節	形態	生地	地色	定紋	模様・技法	分類番号	
褻	夏以外	綿入・袴	【木綿の縞】 河内木綿(京坂) 結城縞、松坂(江戸)			縞	⑨	
			《略の古衣》				—	
	夏	帷子	麻 奈良縞(京坂)、越後縞(江戸)	紺、他色		縞	⑥	
			《晴の古衣》				—	
		単衣	【絹と木綿の交織の縞】 錦子縞(江戸)、青梅縞(京坂)	紺地白縞(江戸) 鼠地紺縞(京坂)			縞	⑩
			木綿 薩摩				縞 餅	⑪ ⑫

表 6-1、夏以外（縮入・紺）の場合における小袖の種類

形態		袷・縮入(夏以外)									
小袖の種類	分類	①定款付無地	②定款付裾模様系統	③-1定款付小紋 ③-2定款なし小紋	④定款付袖	⑤絹(縮緬等)地の絹	⑥袖地の絹	⑦絹と木綿の交織の絹	⑧玉袖・銘山	⑨木綿の絹	
生地		縮緬>竜紋>(羽二重、浮織紋(江戸のみ))	縮緬>竜紋>(羽二重、浮織紋(江戸のみ))	縮緬、竜紋	絹	縮緬、前部縮緬、結城縞らひのん、米織縞種々限定なし	結城縮緬、縮緬	青梅絹、糸絹		河内本絹(京坂) 結城絹(江戸)	
地色		黒を専ら・他色有り	黒を専ら・他色有り(曙袋(返女))	黒	黒・紺等	黒・紺等					
ハレ	礼				※中以下						
	晴										
ケ	略			※③-2 江戸のみ							
	褻										

6-2、夏(帷子・単衣)の場合における小袖の種類

形態		帷子(盛暑)									
小袖の種類	分類	①定款付無地	②定款付裾模様系統	③麻、絹上布の絹	④定款付裾模様系統	⑤-1定款付小紋 ⑤-2定款なし小紋	⑥絹	⑦麻、絹上布の絹	⑧絹と木綿の交織の絹	⑨絹の絹	⑩木綿の絹
生地		奈良色・越後縮・数奇産縮等	奈良色・越後縮・数奇産縮等	晴:越後、薩摩 略:奈良(京坂) 越後(江戸)	縮	絹	絹・縮緬・上田・袖・絹その他種々	越後、薩摩	絹と木綿の交織の絹 錦子縮(江戸) 青梅絹(京坂)	絹・縮緬・上田・袖・絹その他種々	木綿の絹 薩摩
地色		浅葱、水浅葱等の淡色	浅葱、水浅葱等の淡色	紺、他色	浅葱、水浅葱等の淡色	浅葱、水浅葱等の淡色	紺	紺、他色	浅葱、水浅葱等の淡色	紺	紺
ハレ	礼										
	晴										
ケ	略			※絹衣の古衣							
	褻			※絹衣の古衣							

注1、矢印は着用範囲を示す。

注2、網掛け部分は各場面における主に着用される小袖を示す。

以上、「礼・晴・略・褻」の小袖の種類、及び着用範囲を一覧にしたものが表6-1、6-2である。絹（縮緬等）の縞が京坂では褻服に用いられないが、江戸においては用いられることや、礼服において「中」（中流）以下の女性の場合は絹（縮緬）ではなく紬が用いられること等、地域や貧富の差における細かな違いが一部に見られるものの、4つの場面各々において三都共通の小袖が見られることが明らかとなった。

また、各場面における小袖は、1つの場面に対してのみ着用されるのではなく、複数の場面において着用可能とするものがほとんどであることも明らかとなった。

そして、当時これらの着用場面における小袖の選択基準となっているのは、生地であることがわかった。つまり、夏以外（綿入・裕）では、絹（縮緬）> 紬 > 紬 + 木綿 > 木綿の順に、夏（帷子・単衣）では、麻・絹（紹）> 絹（縮緬）> 紬 > 紬 + 木綿 > 木綿の順に並んでおり、公的な場（礼・晴）においては、縮緬等の絹や麻といった素材が選択され、私的な場（略・褻）においては、同じ絹であっても紬や木綿が選択されることが明らかとなった

4、実物資料にみる「礼」の小袖

最後に、共立女子大学博物館所蔵の資料の内、制作時期が江戸時代後期から明治時代前・中期に位置付けられる裾模様系統の小袖または着物³⁶⁾を用いて、これまで見てきた『守貞謾稿』（以下、『守貞』とする）の記述の内容と照合する。検証に使用した12点の資料は、表7の通りである。

まず、『守貞』の記述では、裾模様系統の小袖には、5箇所（前面2つ、背面3つ）に染め抜きの紋が付く。現存品においては、全資料に染め抜きの紋を確認することができたが、半数は5つ紋ではなく3つ紋（背面3つ）であった。その両者の間に特徴的な違いは見出されず、どのような基準に基づき5つ紋、あるいは3つ紋が付けられるかについては判然としない。

なお、『守貞』中において3つ紋に関する記述は、江戸婦女の晴服である縮緬の縞についての記述の中、及び定紋についての説明の中に見られる。

嘉永末より安政に至り、右の紺・浅葱の細微の縞（縮緬の縞）に白蛇腹糸あるひは白しけ糸をもつて、五所または三所定紋を繡ひたる流布す。けだし晴服略服にこの繡紋を用ふる人多し。…京坂も文政末より天保に至り、略褻に繡紋流布せり。…三都とも繡紋を用ゆるは、中民以下専らとす。³⁷⁾（括弧内筆者）

また衣服には三都ともに五紋なれども、羽折には五紋三紋一紋あり。三紋は背三なり。江戸は殊に五所を廃し一紋三紋多し。けだし黒羽織は必ず五紋なり。一、三は小紋羽織なり。³⁸⁾

前者の記述には、嘉永末から安政期の江戸において、晴の場面で着用する縮緬の縞の小袖に刺繍で表した縫い紋を5箇所、または3箇所に付けることが流行しているとある。京坂においても、文政末から天保期に略褻の小袖にその縫い紋を付けることが流行しているとある。そして、三都ともに縫い紋を用いるのは、中民以下がほとんどであると記されている。

一方、後者の記述には、衣服（小袖）には三都とも5つ紋が付けられるが、羽織については5つ紋、3つ紋、1つ紋が付けられると記される。特に、江戸では5つ紋が無くなり、1つ紋、3つ紋が多いが、黒羽織には5つ紋、小紋の羽織には1つ紋、または3つ紋が付けられると記されている。

3つ紋に関する両者の記述は、縞の小袖、及び羽織の場合に限っての記述であり、裾模様についての記述は見られない。従って、3つ紋を裾模様的小袖に付けるというのは、近代以降の可能性があると見え、紋の数や染め紋・縫い紋の使用の違いについては今後の課題とする。

次に、生地についてであるが、夏以外的小袖・着物には、縮緬以外に2点平絹地（資料番号5・11）が見られるが、いずれも絹地である。また、1点ではあるが単衣（資料番号3）についても生地に紹地が使用されており、『守貞』に記載される内容に一致するといえる。

続いて、地色について述べる。夏以外的小袖（資料番号2・4・5～12）には、茶・紺・鼠・紫・黒色の地色が確認でき、比較的濃い地色のものが見られた。『守貞』においては、裾模様系統の小袖には、黒が一般的であるとしながらも、他の地色の使用もあ

ると記されており、現存品においても黒、及び黒以外の地色が見られた。また、帷子・単衣の2点（資料番号1・3）の地色については、紺色・鉄色であった。帷子・単衣の地色については、『守貞』において「紺に〔も〕なきにあらざ。縹・空色もあれども、まづは淡色多し。」³⁹⁾と記されており、紺色と鉄色については比較的濃い地色ではあるが、ないわけではないとしていることから、このような地色も存在していたといえる。

最後に、模様についてである。現存作品中、広義の裾模様系統に含まれるものの内、裾に模様を配する狭義の裾模様（資料番号1・2・4・5）、右衽に模様を配する片裾模様（袷模様）（資料番号3）、裏地に模様を配する裏模様（資料番号6）を、既婚女性が着用する留袖において確認することができた。一方、子どもが着用する四つ身（資料番号11・12）、及び未婚の女性が着用する振袖（資料番号7・8・9・10）には、裾模様のみを確認することができ、このことも『守貞』の記載内容に一致するといえる。加えて、裾模様は若い女性が着用するものほど、模様付けは高く華やかな模様が配される一方、年齢の高い女性が着用するものほど、模様付けは低く、あっさりとした模様になるという内容についても、現存品において確認することができた。さらに、四つ身、及び振袖には、曙染といって、裾部分を白くし、それより上を薄い色から濃い色に段々と色を暈すように地色を染める技法のものも見られ、これも『守貞』において「また坊間にも、処女には前図のごとき黒・紫等の曙染を用ふ」⁴⁰⁾と記されており、内容、及び挿図（図2）の小袖に一致するといえる。



図2、今世江戸巨戸之處女、禮、晴之扮
『守貞謄稿図版集成』p89.より転載

以上、現存品を用い、『守貞』に見られる内容との照合作業を行った。定紋の数については、記述内容に一致しない点も見られたが、概ね『守貞』の記述内容に一致するといえる。加えて、今回用いた資料は、維新をまたぎ江戸時代後期から明治時代前・中期に位置付けられる資料も含まれることから、明治時代においてもその内容は引き継がれている可能性も捉えることができた。

5、結語

一般に近代以前における着用場面に応じた着分けについては、「ハレ」と「ケ」の2つの場面とされているが、守貞の分析によれば、江戸時代後期においては、より細かな分類で着分ける行為が行われていたことが明らかとなった。しかしながら、守貞も度々「人品による」と記しているように、守貞が区分した4つの場面における着分けは、実社会においては必ずしも広範に行われていたものではなかった可能性もある。その意味において、江戸時代後期における着用場面における着分けの行為は、今日の着物文化に見られるような、いわばルール化され、社会的な強制力をもったものではなく、人々の任意で行われているものであったといえる。それ故、各場面に着用すべきとされている小袖の種類に注目すると、基本となる小袖の種類は、各場面において決まってはいるものの、ほとんどの小袖が複数の場面で着用が可能であったり、複数の選択肢の中から選べたり等、厳格なものではなかったことが明らかとなった。

また、これら場面における着分けにおいて、一番の基準となっているのは、生地素材であることも明らかとなった。このことに関しては、江戸時代に度々出されていた衣服についての奢侈禁止令においても類似の状況を確認することができる。衣服における禁令では、生地に関する条文が度々出されている⁴¹⁾。これは、衣服を制作するに際し、当時最も費用が掛かるのは生地地であったからであろう。それ故、特別な時しか着用せず、使用頻度の少ない礼・晴といった場面の小袖には、絹や麻（苧麻）といった高価な生地が用いられ、毎日のように着用する略・褻といった場面には、安価で丈夫な木綿が選択されていたといえる。

今日の場面に応じた着物の着分けでは、生地の種類の他に、模様の有無や地色が、分類の基準に関わっている。しかし、江戸時代後期においては、この2つに関しては、先に見てきた通り、明確な決まりはなかったといえる。一方、今日の慶事における既婚女性の礼服には裾模様が表されることや、地色を黒（黒留袖）とそれ以外（色留袖）に分けることは、江戸時代後期の礼服の在り方が反映されているといえる。

このことから、現代における着物の格付けが作られたのは近代以降とされているが、その格の順位や条件に繋がる基本的な考え方や意識というのは、江戸時代後期に既に形成されていたと結論づけられる。

本研究は、JSPS 科研費 17H00023 の成果の一部です。

表7、使用した資料

資料番号	1	2	3	4	5	6
資料図版						
名称	紺縮地波模様唯子	茶縮地粒立木模様小袖	藍色縮地松竹梅霜模様単衣	紺縮地雲に柳霜模様着物	濃鼠平縮地梅菊苜蓿模様着物	濃鼠縮地貝模様着物
時代	江戸時代・19世紀前半	江戸～明治時代・19世紀後半	明治時代・19世紀後半	明治時代・19世紀後半	明治時代・19世紀後半	明治時代・19世紀後半
紋の教	5つ紋	3つ紋	3つ紋	3つ紋	5つ紋	5つ紋
意匠	裾模様	裾模様	裾模様	裾模様	裾模様	裏模様
その他	裏無し	引返し	裏無し	引返し	引返し	引返し
資料番号	7	8	9	10	11	12
資料図版						
名称	鼠縮地風景模様振袖	紺縮地風景模様振袖	鼠縮地梅菊巻霜模様振袖	紫縮地海松風景鶴模様振袖	黒染分平縮地高砂模様四つ身	紺染分平縮地菊竹模様四つ身
時代	明治時代・19世紀後半	江戸～明治時代・19世紀	明治時代・19世紀後半	明治時代・19世紀後半	明治時代・19世紀後半	明治時代・19世紀後半
紋の教	5つ紋	5つ紋	3つ紋	5つ紋	3つ紋	3つ紋
意匠	裾模様	裾模様	裾模様	裾模様	裾模様	裾模様
その他	引返し	引返し	引返し	引返し	通し裏・紅絹	引返し

謝辞

本稿をまとめるにあたり、長崎巖教授（共立女子大学家政学部被服学科教授）にご教示いただきましたこと、記して感謝申し上げます。

註)

- 1) 本稿で用いる「小袖」とは、「袖口が狭く、垂領で前を引き揃えて着る衣服」という意味であり、「広義の小袖」を指す。広義の小袖には、絹綿を入れた絹の袷仕立ての小袖（「狭義の小袖」）の他、同じ仕立てで綿を入れない「袷」、夏の時期に着用する麻のひとつである「帷子」、絹のひとつである「単衣」等も含む。
- 2) 本書の解題については、国立国会図書館デジタルコレクションの書誌情報を参照した。
- 3) 喜田川守貞（宇佐美英機校訂）『近世風俗史（守貞謄稿）（二）』、岩波書店、2003、pp.303-304。
- 4) 前掲書(3)、p205。
- 5) 「式正」という言葉が「礼」と同様の用いられ方をしている事例は、「京坂、女服下着、式正白、晴略褌には小紋・縞ともにこれを用ふ。」（(三)、p63）や男性の帷子についての以下の記述「帷子、三都士民ともに式正には奈良晒麻布の定紋付を用ふ。…〔中略〕…晴服・略服・褌服には越後縞縮および越後かすり縮を専らとす。」（(二)、p308）に見られる。本書中では、礼・晴・略・褌の順に衣服の説明を行っているが、上記の記述においては、「礼」に当たる言葉が「式正」という言葉で説明されている。
- 6) 前掲書(3)、p303。
- 7) 前掲書(3)、p208。
- 8) 前掲書(3)、p144。
- 9) 前掲書(3)、p167。
- 10) 前掲書(3)、p303。
- 11) 喜田川守貞（宇佐美英機校訂）『近世風俗史（守貞謄稿）（三）』、岩波書店、1999、p48。
- 12) 竜紋については、本書中「竜紋と云ふ本は綾紋なり。線に稜ある故に綾の字を用ふ。稜・綾ともにかどある故に、この字を用ふなり。竜文も綾の一種なり。今は専ら織紋あるをあや、無地を竜文と云うなり。」（(三)、pp.177-178）とある。
- 13) 浮織については、本書中「浮織の略なり。白絹に細微の織地紋あるなり。この浮織に数品あり。江戸にては男子礼服の無地定紋付、同羽折にこれを用ふ。女用にも無地紋付、あるひは小紋にも染めてこれを用ふれども、京坂浮織は男女ともに更にこれを用ひず。〔因：御所絹・川越織・かめあや、亀文なり。綾にはあらず〕浮織絹の紋種々といへども、多くはこの類なり。地・紋ともに白なり。染めて縫裁す。この形より小なるを専らとす。大なるはこれなし。」（(三)、pp.188-189）とある。
- 14) 前掲書(11)、pp.44-45。
- 15) 前掲書(11)、p48。
- 16) 前掲書(11)、pp.48-49。
- 17) 前掲書(3)、p174。
- 18) 前掲書(11)、p155。
- 19) 前掲書(11)、p55。
- 20) 前掲書(11)、p54。
- 21) 前掲書(11)、p54。
- 22) 前掲書(11)、p49。
- 23) 前掲書(11)、p65。
- 24) 前掲書(11)、p49。
- 25) 前掲書(11)、p66。
- 26) 前掲書(11)、p54。
- 27) 絹上布とは「縞又は紋織の薄地の着尺地」（『原色染織大辞典』p301）である。本書中には「また薩摩より上布を云ふを出す。絹上布は婦女の用にて男子は用ひず。ただの上布は男女ともに用いゆるなり。」（前掲書(11)、p176。）と記されており、麻である上布が男女共に衣服に用いられた一方、絹地の薄織物である絹上布は女性の衣服にのみ用いられる生地であったことがわかる。
- 28) 前掲書(11)、p55。
- 29) 前掲書(11)、p50。
- 30) 前掲書(11)、p67。
- 31) 糸縞については、本書中「文化・文政中、木綿縞に蚕糸をわずかに交へ織りたる物を用ひたり。京坂綿入・袷・単衣ともにこれを用ひ、今も稀にこれを用ふ。号して糸縞と云ふ。蚕糸入木綿縞の略言なり。」（(三)、p311）とある。
- 32) 前掲書(11)、p54。
- 33) 前掲書(11)、pp.55-56。
- 34) 前掲書(11)、p50。
- 35) 前掲書(11)、pp.67-68。
- 36) 本稿においては服装史における呼び方に従い、江戸時代以前のきものを「小袖」、明治時代以降のきものを「着物」と称す。
- 37) 前掲書(11)、p66。
- 38) 前掲書(11)、p96。
- 39) 前掲書(11)、p54。
- 40) 前掲書(11)、p45。
- 41) 参考文献：岡野和子（1996）、近世庶民衣料の一考察－奢侈禁止令よりみた女装、『東京家政学院大学紀要』(6)、pp.1-41。

Study of the use of different types of kosode (short-sleeved kimono) among women in the late Edo period using *Morisada Mankou*

Furukawa Saki

[Abstract]

Ordinary women in the late Edo period wore different types of kosode for special occasions (*Hare*) and for everyday use (*Ke*). However, it remains unclear what types of *kosode* were worn specifically for each occasion. This study investigates this matter using *Morisada Mankou*, which is highly regarded as a resource for the clothing customs of that time because of its detailed descriptions of manners and customs of the late Edo period.

It is found that the situations of special occasions and everyday use in *Morisada Mankou* were further divided, producing four broad types (*Rei, Hare, Ryaku, and Ke*); women wore different types of *kosode* for each of these occasions. It is also found that the material from which *kosode* were made was considered to be particularly important with regard to the choice of the appropriate types of *kosode* for the four types of situations. It is clear that high-quality materials such as silk and ramie were used for *kosode* worn on special occasions; cotton, which is a cheap, durable material, was chosen for *kosode* worn in everyday life.